

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	江 上 裕 子 君	2 番	中 川 泰 一 君
3 番	水 野 忠 宗 君	4 番	渡 辺 保 彦 君
5 番	小 宅 宏 君	6 番	鈴 木 準 二 君
7 番	山 田 成 利 君	8 番	広 瀬 隆 博 君
9 番	乾 豊 君	10 番	若 山 隆 史 君
11 番	藤 埴 理 君	12 番	中 村 ひとみ 君
13 番	富 田 栄 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	藤 塚 康 孝 君
総 務 課 長	藤 塚 正 博 君	企画調整課長	小 森 俊 宏 君
税 務 課 長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建 設 課 長	多 賀 靖 君	都市計画課長	衣 斐 浩 一 君
産 業 課 長	小 竹 武 志 君	上下水道課長	川 瀬 桂 一 郎 君
会計管理者兼 会 計 課 長	藤 江 和 明 君	消 防 主 任	廣 瀬 太 佳 夫 君
教 育 長	和 田 満 君	教育次長兼 学 校 教 育 課 長	小 川 裕 司 君
生涯学習課長	桑 原 和 弘 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 木 智 司	書 記	石 川 敦 詞
書 記	小 藪 友 香		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第72号 垂井町監査委員条例の一部改正について

議第73号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

議第74号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

- 議第75号 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- (1) 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正
 - (2) 垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
 - (3) 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
- 議第76号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について
- (1) 垂井町税賦課徴収条例の一部改正
 - (2) 垂井町税の徴収等の特例に関する条例の一部改正
- 議第77号 垂井町町営住宅条例の一部改正について
- 議第78号 垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- (1) 垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正
 - (2) 垂井町公共下水道事業特別会計条例の廃止
 - (3) 垂井町農業集落排水事業特別会計条例の廃止
 - (4) 垂井町農業集落排水処理施設整備基金条例の廃止
 - (5) 垂井町浄化センター設置条例の廃止
 - (6) 垂井町内部組織設置条例の一部改正
 - (7) 垂井町情報公開条例の一部改正
 - (8) 垂井町職員定数条例の一部改正
 - (9) 垂井町税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部改正
 - (10) 垂井町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
 - (11) 垂井町下水道条例の一部改正
 - (12) 垂井都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正
 - (13) 垂井町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
 - (14) 垂井町水道事業給水条例の一部改正
 - (15) 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正
- 議第79号 指定管理者の指定について
- 議第80号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第5号）
- 議第81号 令和5年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（若山隆史君） おはようございます。

これより令和 5 年第 6 回垂井町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から15日までの10日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので、御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、4番 渡辺保彦君、5番 小宅宏君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（若山隆史君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情等 3 件、教育委員会からの報告が 1 件、監査委員からの検査結果の報告が 2 件、監査結果の報告が 1 件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

日程第 2 議第72号 垂井町監査委員条例の一部改正について

議第73号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

議第74号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

議第75号 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

(1) 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正

(2) 垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(3) 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

議第76号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について

(1) 垂井町税賦課徴収条例の一部改正

(2) 垂井町税の徴収等の特例に関する条例の一部改正

議第77号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

議第78号 垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

- (1) 垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正
- (2) 垂井町公共下水道事業特別会計条例の廃止
- (3) 垂井町農業集落排水事業特別会計条例の廃止
- (4) 垂井町農業集落排水処理施設整備基金条例の廃止
- (5) 垂井町浄化センター設置条例の廃止
- (6) 垂井町内部組織設置条例の一部改正
- (7) 垂井町情報公開条例の一部改正
- (8) 垂井町職員定数条例の一部改正
- (9) 垂井町税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部改正
- (10) 垂井町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
- (11) 垂井町下水道条例の一部改正
- (12) 垂井町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正
- (13) 垂井町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
- (14) 垂井町水道事業給水条例の一部改正
- (15) 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正

議第79号 指定管理者の指定について

議第80号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第5号）

議第81号 令和5年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（若山隆史君） 日程第2、議第72号 垂井町監査委員条例の一部改正についてから議第81号 令和5年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第72号 垂井町監査委員条例の一部改正についてから議第81号 令和5年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）までを一括にて提案説明をさせていただきます。

まず、議第72号 垂井町監査委員条例の一部改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第73号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてと議第

74号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、人事院勧告に伴う国の対応に準じ、期末手当の引上げを行うため、所要の改正を行うものでございます。

議第75号 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、人事院勧告に伴う国の対応に準じ、給料表、期末手当等の改定並びに在宅勤務等手当の支給について新たに規定するほか、所要の改正を行うものでございます。

議第76号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、森林環境税の賦課徴収等に係る規定を整備するほか、所要の改正を行うものでございます。

議第77号 垂井町町営住宅条例の一部改正につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第78号 垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、令和6年4月から下水道事業に地方公営企業法を適用すること及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、関係する条例の規定を整備するものでございます。

議第79号 指定管理者の指定につきましては、ワイワイプラザ垂井の管理を行わせる指定管理者について、指定するものでございます。

次に、議第80号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ2億4,171万2,000円を追加し、予算総額を114億8,440万3,000円といたすものでございます。

補正いたします主なものは、給与改定及び職員の異動等に伴います人件費を補正するほか、総務費では、移住定住促進住宅支援事業に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、増額の措置を行いました。

民生費につきましては、けやきの家利用者送迎用車両プリント業務に係ります委託料、住民税非課税世帯生活支援給付金給付事業に係ります経費について、障害児施設給付費等給付事業に係ります扶助費につきまして、それぞれ増額の措置を行った次第でございます。

次に、農林水産業費では、ぎふ農業経営者育成発展支援事業補助金、環境保全型農業直接支払交付金、高性能農業機械導入補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、それぞれ増額の措置を行いました。

土木費では、道路・舗装・路側改良工事に係ります工事請負費、土砂しゅんせつ業務に係ります委託料につきまして、増額の措置を行った次第でございます。

次に、消防費では、自主防災組織防災資機材購入費補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、増額の措置を行いました。

教育費では、学校給食に係ります食材の物価高騰に伴い、需用費につきまして、増額の措置

をいたしました。

公債費では、償還元金の増額と償還利子の減額につきまして、それぞれ措置を行った次第でございます。

以上、財源につきましては、国庫支出金、県支出金、寄附金、諸収入及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議第81号 令和5年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ50万円を追加し、予算総額を27億7,245万5,000円とするものでございます。

補正いたしますものは、諸支出金では、一般被保険者保険税還付金に係ります償還金、利子及び割引料につきまして、増額の措置を行いました。

なお、財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

以上、細部につきましてはそれぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 皆様、おはようございます。

ただいま上程されました議第72号 垂井町監査委員条例の一部改正についてから議第75号 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてまでの計4議案につきましては、私から、演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、議第72号 垂井町監査委員条例の一部改正についてでございます。

議案書並びに新旧対照表の1ページにつきまして、御覧いただきますようお願いいたします。まず、改正の趣旨でございます。

令和5年5月8日に地方自治法の一部を改正する法律が公布をされ、令和6年4月1日より、公金事務の私人への委託に関する制度の見直しに関する規定が新たに追加をされました。これにより条ずれが生じますことから、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございます。

第3条におきまして、これまでの地方自治法第243条の2の2第3項から地方自治法第243条の2の8第3項に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議第73号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書並びに新旧対照表は2ページを御確認をお願いいたします。

改正の趣旨でございます。

令和5年8月7日の人事院勧告に伴います国の一般職の給与改定に準じ、議員各位に係りま

す期末手当の支給割合を年0.1月分引き上げ、これまでの年4.4月分から年4.5月分とするために所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございます。

第1条、本年度、令和5年度の規定でございます。

本条例第5条第2項の期末手当につきまして、12月分の支給割合を「100分の220」から「100分の230」に改正し、既に支給されています6月分の100分の220と合わせまして年間で100分の450、年4.5月分とするものでございます。

また、第2条は来年度、令和6年度以降に関する規定でございます。先ほど申し上げました第1条の「100分の230」から「100分の225」に改正をし、6月分及び12月分の支給割合をいずれも100分の225とすることで、年間で100分の450、年4.5月分とするものでございます。

附則でございます。

附則第1項では、この条例は公布の日から施行するものとした上で、第2条の規定につきましては、令和6年4月1日から施行するものとしております。あわせて附則第2項では、第1条の改正後の条例につきまして、令和5年12月1日から適用することといたしております。また、附則第3項は、改正前に支給された期末手当は改正後の期末手当の内払いとみなす旨を規定するものでございます。

続きまして、議第74号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、御説明を申し上げます。

議案書並びに新旧対照表の3ページにつきまして御覧いただきますようお願いいたします。

改正の趣旨でございます。

先ほどの議第73号と同様に、さきの人事院勧告に伴う国の一般職の給与改定に準じ、特別職職員に係ります期末手当の支給割合を年0.1月分引き上げ、これまでの年4.4月分から年4.5月分とするために、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましても、先ほどの議第73号と同じく、第1条においては本年度、令和5年度の12月分の期末手当の支給割合を「100分の220」から「100分の230」とし、また第2条において、来年度、令和6年度以降の6月分及び12月分の支給割合を100分の225とし、いずれも年間で100分の450、年4.5月分とするものでございます。

附則につきましても、議第73号と同様に、附則第1項では施行期日を、附則第2項では第1条の適用日を、附則第3項では内払いに関する規定をそれぞれ規定するものでございます。

続きまして、議第75号でございます。

垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書並びに新旧対照表は4ページからでございます。

改正の趣旨でございます。

先ほどの議第73号及び議第74号と同じく、さきの人事院勧告に準じ、所要の改正を行うもの

でございます。

改正の内容でございます。

第1条は、垂井町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

本条例第9条の2は初任給調整手当に関する規定でございますが、この第1項第1号の医師及び歯科医師である職員の手当の額を月額41万4,800円から月額41万5,600円に、また第2号の医学または歯学の専門的知識を必要とする職の手当の額を月額5万800円から月額5万1,100円にそれぞれ改正するものでございます。

続きまして、本条例第19条でございますが、期末手当に関する規定でございます。

第2項では、一般職の期末手当について、本年度、令和5年度の12月分の支給割合を100分の120から100分の125に、また第3項では、定年再任用短時間勤務職員の期末手当につきまして、同様に12月分の支給割合を100分の67.5から100分の70とするために必要な改正を行うものでございます。

本条例第20条は勤勉手当に関する規定でございます。

第2項第1号では、一般職の勤勉手当について、本年度、令和5年度の12月分の支給割合を100分の100から100分の105に、第2号では、定年再任用短時間勤務職員の勤勉手当を、同様に12月分の支給割合について100分の47.5から100分の50とするために必要な改正を行うものでございます。また、本条例第3条関係の別表第1、行政職給料表でございますが、議案書の2ページから6ページまで、また新旧対照表は6ページから10ページまでのとおり改めるものでございます。

続きまして、第2条でございます。

こちらは、垂井町職員の給与に関する条例につきまして、今般の人事院勧告に基づき、在宅勤務等手当に関する規定を加え、併せて令和6年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改正するものでございます。

まず、在宅勤務等手当でございますが、本条例第11条の5に新たに在宅勤務等手当の規定を追加し、これに伴いまして、本条例の第2条第1項、第11条の3第2項第2号及び第21条の条文をそれぞれ整理させていただくものでございます。

本条例第19条の期末手当につきましては、第2項におきまして、一般職の期末手当の支給割合を100分の122.5に、また第3項におきましては、定年再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を100分の68.75とし、令和6年度以降の6月分、12月分の支給割合をいずれも同率とするものでございます。

本条例第20条の勤勉手当でございます。

第2項第1号におきまして、一般職の勤勉手当の支給割合を100分の102.5に、第2号において、定年再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合を100分の48.75とし、令和6年度以降の6月分、12月分の支給割合をいずれも同率とするものでございます。

続きまして、第3条でございます。

垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正に関するものでございます。

本条例第8条第2項では、特定任期付職員の期末手当に関する事項が記載をされております。先ほど御説明をいたしました垂井町職員の給与に関する条例の一部改正を行うことに伴いまして、条文の整理をさせていただきますとともに、本年度、令和5年度の支給割合を100分の175に改正し、本条例第7条関係、別表の給料表について改めるものでございます。

続きまして、第4条でございます。

垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例につきまして、令和6年度以降の特定任期付職員の期末手当の支給割合を100分の170とし、令和6年度以降の6月分、12月分の支給割合をいずれも同率とするものでございます。

最後に、附則でございます。

まず、附則第5項及び第6項でございますが、こちらは垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に関するものでございます。

附則第5項では、垂井町職員の給与に関する条例におきまして、一般職の令和5年度12月分の期末手当の支給割合を100分の125に改正をすることに伴いまして、本条例の第15条第1項及び第27条の条文中の読替規定の整理をさせていただくものでございます。

附則第6項は、本条例第6条の2に新たに在宅勤務等手当の規定を追加し、これに伴いまして本条例第17条の条文を整理をさせていただきますとともに、垂井町職員の給与に関する条例において、一般職の令和6年度以降の期末手当の支給割合を100分の122.5に改正することに伴い、第15条第1項及び第27条の条文中の読替規定の整理をさせていただくものでございます。

戻りまして、附則第1項でございますが、この条例は公布の日から施行するものとし、第2条及び第4条並びに附則第6項の規定については、令和6年4月1日から施行することとしております。

附則第2項では、第1条及び第3条の改正後の条例の規定につきまして、令和5年4月1日から適用するということといたしております。

附則第3項では、改正前に支給された給与は改正後の給与の内払いとみなす旨を規定するものでございます。

附則第4項は、規則への委任に関する規定でございます。

以上、総務課が所管をいたします条例関係の補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解を賜りますとともに、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 税務課長 桐山裕次君。

〔税務課長 桐山裕次君登壇〕

○税務課長（桐山裕次君） 私からは、ただいま上程されました議第76号 垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例のうち、税務課が所管いたします部分について、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書と併せて、新旧対照表の19ページを御覧ください。

第34条の9第2項の改正規定でございます。

森林環境税の導入に伴い、配当割額及び株式等譲渡所得割額の所得割控除を受ける場合において、当該控除額が所得割額から控除することができなかつた金額がある場合は、個人の町民税及び県民税に加え、新たに創設された森林環境税についても納付、もしくは納入することができる旨を規定するものでございます。

この森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税でございます。個人住民税均等割の枠組みを用いて1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することとされ、その税収は国へ払い込まれた後、全額が森林環境譲与税として都道府県及び市町村へ一定の基準割合に基づき譲与される仕組みとなっております。

続きまして、第36条の3の2第2項の新設規定でございます。

個人町民税に係る給与所得の扶養親族等の申告について、申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容から異動がない場合においては、当該申告書に従前の記載すべき事項に代え、異動がない旨を記載した申告書の提出とすることができることを規定するものでございます。また、同条第3項から第6項の改正規定につきましては、同条第2項の新設規定が追加されたことによる項ずれをそれぞれ整理するものでございます。

続きまして、新旧対照表の21ページを御覧ください。

第38条の改正規定は、森林環境税の導入に伴い、森林環境税の賦課徴収の方法について規定する改正でございます。

第1項は、条文中の字句を整理するものでございます。

続く第3項の新設規定は、森林環境税は個人の町民税の均等割を賦課徴収する場合に併せて賦課徴収することを定めるものでございます。

続きまして、第41条の改正規定は、町民税の納税通知に記載される各納期の納付金額は、個人の町民税及び県民税に加え森林環境税を合わせたものとするを定義し、また併せて同条内、条文中の字句を整理するものでございます。

続きまして、第44条第1項の改正規定は、給与所得に係る個人住民税について、特別徴収の方法により所得割額及び均等割額を徴収する場合においては、当該均等割額と併せて賦課徴収することとなった森林環境税が含まれることを規定し、併せて同項及び同条第2項から第3項、第5項から第6項の条文中の字句を整理するものでございます。

続きまして、新旧対照表23ページを御覧ください。

第47条第1項の改正規定は、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れについての条文中の字句を整理するものでございます。

続く第2項の改正規定につきましては、給与所得に係る特別徴収税額において過誤納金が生じた場合であって、当該地方団体に他の未納の徴収金がある場合の市町村徴収金関係過誤納金として取り扱う過誤納金範囲に、森林環境税に係る過誤納金を新たに含めることを規定するものでございます。

続きまして、新旧対照表の24ページを御覧ください。

第47条の2第1項の改正規定は、公的年金等の所得に係る個人住民税について、特別徴収の方法により所得割額及び均等割額を徴収する場合には、当該均等割額と併せて賦課徴収することとなった森林環境税が含まれることを規定し、併せて同項及び同条第2項の条文中の字句を整理するものでございます。

続きまして、新旧対照表の25ページを御覧ください。

第47条の6第1項の改正規定は、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れについての条文中の字句を整理するものでございます。

続く同条第2項の改正規定につきましては、年金所得に係る特別徴収税額において過誤納金が生じた場合であって、当該地方団体に他の未納の徴収金がある場合の市町村徴収金関係過誤納金として取り扱う過誤納金範囲に森林環境税に係る過誤納金を新たに含めることを規定するものでございます。

続きまして、制定附則の改正でございます。

新旧対照表の29ページを御覧ください。

附則第14条の2第4項の改正規定につきましては、軽自動車税の環境性能割において、不正行為により環境性能基準を偽り税率優遇措置を不当に受けた場合に、不正行為を行った自動車メーカーを納税義務者とみなし、納税不足額を追加徴収する際に加算される割合を現行の10%から35%に引き上げる改正をするものでございます。

続きまして、附則第15条の2第3項の改正規定は、軽自動車税の環境性能割と同じく、軽自動車税の種別割においても不正行為により環境性能基準を偽り税率優遇措置を不当に受けた場合に、不正行為を行った自動車メーカーを納税義務者とみなし、納税不足額を追加徴収する際に加算される割合を現行の10%から35%に引き上げる改正をするものでございます。

続きまして、改正条例の附則でございます。

議案書の5ページを御覧ください。

第1条は、施行期日を令和6年1月1日と定め、ただし、第36条の3の2の改正規定については令和7年1月1日から施行することを定めるものでございます。

第2条、第3条においては、今回の改正に伴います町民税、軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ定めるものでございます。

最後に、改正附則第5条でございます。

新旧対照表の29ページを御覧ください。

こちらにつきましては、垂井町税賦課徴収条例が森林環境税の導入に伴い改正を受けたことにより、垂井町税の徴収等の特例に関する条例第2条における町民税の定義の中に森林環境税を追加することを定める規定でございます。

以上、議第76号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正に係る税務課所管分の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 住民課長 岡野文紀君。

○住民課長（岡野文紀君） ただいま上程されました議第76号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正についてのうち、住民課所管の国民健康保険税に係ります部分につきまして、補足説明をさせていただきます。

改正条例3ページ、新旧対照表は26ページを御覧ください。

第175条の国民健康保険税の減額規定でございます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国民健康保険の被保険者が出産する際、出産予定月または出産月の前月から予定月の翌々月までの4か月間、多胎妊娠の場合には出産予定月または出産月の3か月前からの6か月間の産前産後期間の保険税を軽減する制度が創設されましたので、第175条に1項を加え、第3項におきまして新たに減額規定を定めるものでございます。

第1号から第6号につきましては、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の所得割額、均等割額において算定した額の12分の1の額に、出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額を減額することをそれぞれ規定するものでございます。なお、均等割額につきましては、所得に応じて7割、5割、または2割の軽減措置を行っている低所得者世帯につきましては、当該措置を行った後に均等割額から減額することとしております。

続きまして、第176条の3の規定でございます。

国民健康保険税の納税義務者が出産被保険者が世帯に属する場合に必要な届出について、第1項では届出書の記載事項、第2項では添付書類、第3項では届出の時期についてそれぞれ規定をしております。

続きまして、改正条例の附則でございます。

改正条例5ページを御覧ください。

第1条では、施行期日を令和6年1月1日としております。

第4条では、今回の改正に伴います国民健康保険税に関する経過措置を定めており、新条例の規定については令和6年1月以後の期間に係るものとし、令和5年12月以前の期間に係るものは従前の例によることを規定しております。

以上、住民課所管分の補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 建設課長 多賀靖君。

○建設課長（多賀 靖君） 私からは、議第77号 垂井町町営住宅条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、令和5年5月19日に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、当該法律

を引用している条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正の内容について説明をさせていただきます。

議案書と併せて、新旧対照表31ページを御覧ください。

改正前の法第10条第1項は、改正後の接近禁止命令、退去等命令を指すこととなりますので、退去等命令の根拠である法第10条の2の引用を加えることとしております。また、改正後の法第10条第1項と法第10条の2の両方が法第28条の2において準用されていることを明確にするため、「これらの規定を」を追加しております。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、議第77号の補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 上下水道課長 川瀬桂一郎君。

〔上下水道課長 川瀬桂一郎君登壇〕

○上下水道課長（川瀬桂一郎君） 私からは、上下水道課に係ります議第78号 垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

まず、当条例を改正するに至った経緯から御説明をさせていただきます。

これまで、下水道事業に対する公営企業会計の適用につきましては地方自治体の判断に委ねられており、そのため当町においては公営企業会計を適用せず運営してまいりました。しかしながら、国の経済財政運営と改革の基本方針2014におきまして、公営企業会計を適用していない簡易水道事業や下水道事業等に対して公営企業会計の適用を促進する旨が明記され、さらに平成31年1月の総務大臣通知、公営企業会計の適用の更なる推進についてにより、人口3万人未満の市区町村の下水道事業等についても、令和5年度末までに公営企業会計へ移行するよう要請がなされました。

これを受けまして、当町におきましても、令和5年4月から簡易水道事業を水道事業に統合する形で公営企業会計の適用をいたしました。

今回は、公共下水道事業と農業集落排水事業の両事業を下水道事業として公営企業会計を適用、つまり地方公営企業法の全部を適用することにより、将来にわたり住民に対し安定したサービスを提供するため、関係する条例を改正するものでございます。また、議第72号と同様、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴う改正も含んでおります。

それでは、条文の説明に入らせていただきます。

なお、改正及び廃止を行う条例は15本ございます。一括して補足説明をさせていただきます。議案書並びに新旧対照表32ページを御覧ください。

まず、条例の題名に下水道事業を加え、垂井町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例に改めるものでございます。

第1条、水道事業の設置の改正規定につきましては、見出しにおきまして、「水道事業の」を削除し設置とし、第2項におきまして、新たに下水道事業に公共下水道事業及び農業集落排

水事業を位置づけ、追加するものでございます。

第1条の2、法の全部適用の規定につきましては、地方公営企業法の全部の適用を受ける事業に下水道事業を位置づけ、令和6年4月1日から適用するものでございます。

第2条、経営の基本の改正規定につきましては、第1項で下水道事業を追加するものでございます。

第2項では、水道事業の経営の規模といたしまして、改正前の第2項、給水区域、第3項、区域外給水、第4項、給水人口及び第5項、1日最大給水量を削除し、新たに1号から4号にまとめております。

第3項では、下水道事業の経営の規模ということ、第1号では公共下水道事業における事業計画施設、その処理施設である垂井町浄化センターの名称及び位置を、また計画処理区域、計画処理区域面積、計画処理人口及び計画1日最大処理能力につきましては、現在施設整備途中であることから、事業計画に定める規模として記載をしております。また、第2号では、農業集落排水事業における施設、その処理施設の名称、位置及び処理区域、また処理区域面積、処理人口、1日最大処理能力を記載しております。

第3条、組織の改正規定につきましては、第1条の2の追加に伴い、地方公営企業法を法に改め、地方公営企業を経営する地方公共団体に管理者の権限に属する事務を処理させるため、水道事業に下水道事業を加え、上下水道事業に改めるものでございます。

第4条、重要な資産の取得及び処分等の改正規定につきましては、地方公営企業の用に供する資産の取得等について、予算で定める事項に下水道事業を加え、上下水道事業に改め、併せて字句の修正を行うものでございます。

第5条、議会の同意を要する賠償責任の免除の改正規定につきましては、地方自治法の改正による条ずれを改めるとともに、水道事業に下水道事業を加え、上下水道事業に改めるものでございます。

第6条、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等の改正規定につきましても、同じく水道事業に下水道事業を加え、上下水道事業に改めるものでございます。

第7条、業務状況説明書類の提出の改正規定につきましては、第8条におきまして管理者を置かない規定としていることから、地方自治体の長である垂井町長の権限で行う業務と公営企業の管理者の権限で行う業務を区分するため、町長を水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長に改め、また水道事業に下水道事業を加え、上下水道事業に改めるとともに字句の修正を行うものでございます。

第8条、管理者を置かない規定の改正規定につきましては、字句の修正及び水道事業に同じく下水道事業を加え、上下水道事業に改めるものでございます。

次に、議案書3ページから附則第2条を御覧ください。

垂井町公共下水道事業特別会計条例等の廃止につきましては、公共下水道事業と農業集落排水事業を下水道事業に位置づけ、公営企業会計へ移行することに伴い、関係条例である第1号

の垂井町公共下水道事業特別会計条例、第2号の垂井町農業集落排水事業特別会計条例、第3号の垂井町農業集落排水処理施設整備基金条例を廃止するものでございます。また、第4号の垂井町浄化センター設置条例につきましては、垂井町水道事業の設置等に関する条例におきまして設置に関する内容を規定しているため、廃止するものでございます。

次に、附則第3条、垂井町内部組織設置条例の一部改正につきましては、現在上下水道課で所管しております水道事業に加え、令和6年4月1日から下水道事業につきましても地方公営企業としての事業となるため、次年度以降、上下水道課で行うべき事業につきましては、全て地方公営企業としての事業となり、町長の権限から離れます。そのため、第1条及び第2条の上下水道課に関する内容を削除するものでございます。

附則第4条、垂井町情報公開条例の一部改正につきましては、第2条の改正規定につきまして、実施期間の規定の定義の中に地方公営企業の管理者としての権限を行う町長を追加するものでございます。また、第25条の2の改正規定につきましては、今般の条例改正に伴い全体の見直しを行いましたところ、第2項の条文中、指定管理者を出資法人等となっていることを確認しましたので改正をさせていただくものでございます。また、併せて字句の修正を行うものでございます。

附則第5条、垂井町職員定数条例の一部改正につきましては、これまでの水道事業に加え、令和6年4月1日からは下水道事業につきましても地方公営企業となりますので、現在の上下水道課及び浄化センターの職員は全て企業職員の規定を受けることになります。そのため、企業職員の定数を改めるための改正でございます。

附則第6条、垂井町税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部改正につきましては、第2条の改正規定につきまして、第1項の督促を発送しなければならない者として、町長の次に地方公営企業の管理者としての権限を行う町長を含むを追加し、第7条の改正規定につきましては、「規則で」定めるを「町長が別に」定めるに改めるものでございます。

附則第7条、垂井町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、農業集落排水処理施設の設置の規定を垂井町水道事業の設置等に関する条例に移行することから、まず条例の題名から「設置及び」を削除し、垂井町農業集落排水処理施設の管理に関する条例に改めるものでございます。

次に、第1条では、「設置」の規定を「趣旨」の規定に改め、施設の管理に関し必要な事項を定めることを規定しております。

第2条の規定につきましては、垂井町水道事業の設置等に関する条例の経営の規模において定めていることから、条文を削除するものでございます。

第4条の改正規定につきましては、町長を水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長に改め、以下第19条までの「町長」を「管理者」に改めるとともに、併せて字句の修正を行うものでございます。

第21条の改正規定につきましては、地方公営企業法を適用後は町の規則ではなく管理者が定

めるため、見出しの「規則への」を削り委任とし、条文中、「規則で」定めるを「管理者が」定めるに改めるものでございます。

議案書5ページ中段下と新旧対照表は42ページでございます。

附則第8条、垂井町下水道条例の一部改正につきましても、公共下水道施設の設置規定を垂井町水道事業の設置等に関する条例に移行することから、第1条の改正規定につきましても、「設置及び」を削り、第2条の設置の規定を条文から削除するものでございます。

第3条の改正規定につきましても、町の規則で定めるを水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長が定めるに改め、以下第4条から第57条までの改正規定につきましても、「町の規則で」を「管理者が」に、また「町長」を「管理者」に改めるとともに、併せて字句の修正を行うものでございます。

議案書8ページ中段及び新旧対照表は61ページでございます。

附則第9条、垂井都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正につきましても、第1条の改正規定につきましても、垂井町長を水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長に改め、以下第2条から第27条までの「町長」を「管理者」に改めるとともに、併せて字句の修正を行うものでございます。

また、第29条の改正規定につきましても、「町の規則で」定めるを「管理者が」定めるに改めるものでございます。

議案書10ページ中段、新旧対照表は69ページでございます。

附則第10条、垂井町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましても、第2条の改正規定につきましても、第2項で垂井町職員の給与に関する条例との整合を図るため、「報酬であって、」を追加するものでございます。同じく、第3項では、令和5年8月7日の人事院勧告を受け、新たに「、在宅勤務等手当」を追加いたします。

第3条の2の改正規定につきましても、これまでの「管理者」から「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」とするものでございます。

第5条の2の改正規定につきましても、「町長」を「管理者」に改め、第6条の2の改正規定につきましても、「前項は」を「同項の」に文言を整理するものでございます。

第6条の3の改正規定につきましても、令和5年8月7日の人事院勧告を受け、新たに在宅勤務等手当の規定を追加するものでございます。

第12条の2の改正規定につきましても、第2項において管理職員と週休日等の文言の整理を行い、また同条第3項では、一般職に適用されます垂井町職員の給与に関する条例の規定との整合を図るため追加するものでございます。

第15条の改正規定につきましても、第3条の2の改正規定に伴い「町長」を「管理者」に改めるとともに、条文について垂井町職員の給与に関する条例との整合を図るため改正を行うものでございます。

第16条の改正規定につきましても、第3条の2の改正に伴い、「町長」を「管理者」に改め

ると改めるものでございます。

第16条の3及び第16条の4につきましては、今般の条例改正に当たり、内容を見直しましたところ、地方公営企業法におけます自己啓発等休業及び配偶者同行休業に関する給与の取扱いについて、一般職における地方公務員法との整合を図るため追加するものでございます。

第17条の改正規定につきましては、法律の名称を明記するため、これまでの「法」の規定を「地方公務員法」に改め、また「任命権者」を「管理者」に改めるものでございます。

附則第11条、垂井町水道事業給水条例の一部改正につきましては、第4条の改正規定につきまして、町長を水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長に改め、以下第5条から第34条までの「町長」を「管理者」に改めるとともに、字句の修正を行うものでございます。

第37条の改正規定につきましては、「水道事業管理者」を「管理者」に改め、第39条の改正規定につきましては、「町長」が定めるを「管理者」が定めるに改めるものでございます。

附則第12条、垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正につきましては、第3条の改正規定につきまして、第9号中、町長を水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長に改め、第4条の改正規定につきましては、第7号中「町長」を「管理者」に改めるものでございます。

議案書3ページにお戻りいただきまして、附則第1条におきまして施行期日を規定しており、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。ただし、附則第2条第3号の垂井町農業集落排水処理施設整備基金条例の廃止の規定につきましては、規則で定める日から施行するものでございます。

以上、議第78号 垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 生涯学習課長 桑原和弘君。

〔生涯学習課長 桑原和弘君登壇〕

○生涯学習課長（桑原和弘君） 議第79号 指定管理者の指定につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

今回、指定管理者の指定につきまして議決をお願いいたします施設は、ワイワイプラザ垂井でございます。

垂井町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定に基づき、令和5年11月7日付で特定非営利活動法人L e t' sたる理事長 多賀清隆より、ワイワイプラザ垂井に対し指定管理者の申請が提出されました。

指定管理者となる特定非営利活動法人L e t' sたるいは、たるいチャレンジクラブL e t' sとして平成15年4月に設立し、平成25年2月にL e t' sたるいとして法人登記がなされ、特定非営利活動法人として活動をしております。令和4年11月には、総合型地域クラブが地方自治体等とパートナーシップを構築して公益的な事業体としての役割を果たしていくために、スポーツ庁の枠組みに基づき公益財団法人日本スポーツ協会と都道府県体育・スポーツ協

会が整備いたしました総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度に登録されました。

事業といたしましては、定款に公益目的事業として学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動、保健、医療または福祉の増進を図る活動、社会教育の推進、子どもの健全育成を図る活動、まちづくりの推進を図る活動などが定められており、幼児から高齢者まで多世代にわたって多種目の運動教室、文化活動を通して仲間づくり、生きがいつくりの活動を行っています。

平成29年からは、勤労青少年ホームの指定管理を受け、当該施設を適切に管理運営を行ってきました。

今回新たに設置いたしますワイワイプラザ垂井は、中央公民館、勤労青少年ホーム、垂井地区まちづくりセンターの機能を集約する中で、住民機能、貸室機能、行政機能を有し、誰もが楽しく・安全に集える垂井のにぎわい拠点づくりを理念に、多世代の町民の皆様が気軽に利用でき、日常的に、またイベントや避難所など、多種多様な利用ができる新たなにぎわいを創出する場として、令和6年4月にオープンを予定しています。

令和3年1月に当該施設を設計、建築、管理運営するに当たり、民間事業者等から幅広くアイデア、意見を求め、事業に反映させることでより効果的な事業実施を可能とすることを目的に、旧垂井町役場庁舎跡地等の利活用に関するサウンディング型市場調査を実施しました。その結果として、当該施設の規模や導入機能では、独立採算事業として成立することは困難との意見が多数ありました。また、より町民に親しまれ、にぎわいのある施設とするには、地域の方々との連携が必要との意見も多数ありました。垂井町庁舎跡地等活用基本計画におきましても、施設の運営主体は住民や地域団体等との協働による方式を検討していくことが望ましいといたしましたところでございます。

以上のことから、ワイワイプラザ垂井の設置目的は、当法人の方向性と合致し、また地域の人材活用など地域との連携が相当程度期待できるものと判断いたし、特定非営利活動法人Let'sたるいを指定管理者の候補者に選考させていただきましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間といたします。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） それでは、私から、議第80号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第5号）につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書の第1条でございます。

歳入歳出それぞれ2億4,171万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億8,440万3,000円といたすものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書 9 ページ、歳出から御説明をさせていただきます。

款 1 議会費、項 1 議会費、目 1 議会費でございます。

職員の異動等に伴いまして、職員手当等で31万8,000円、共済費で7万5,000円の増額をお願いするものでございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費でございます。

職員の異動等に伴い、職員手当等で358万2,000円の増額をお願いするものでございます。また、庁舎で使用いたしております消耗品等の経費に県支出金を充当するため、22万7,000円の財源更正をお願いするものでございます。

次に、目 6 企画費でございます。

移住者及び定住者の住宅新築等に係る補助金の申請件数の増加に伴いまして、予算に不足が生じる見込みとなりましたので、移住定住促進住宅支援補助金で273万円を、地域振興商品券発行補助金で8万円の増額をお願いいたすものでございます。

目10諸費でございます。

表彰記念品等といたしまして、報償費で75万8,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、項 2 徴税费、目 2 賦課徴収費でございます。

税制改正により、令和 6 年度より国税として森林環境税の賦課徴収が開始となりますことから、森林環境税賦課徴収対応等システム改修業務といたしまして、委託料で500万円の増額をお願いするものでございます。

次に、項 3 戸籍住民基本台帳費、目 1 戸籍住民基本台帳費でございます。

住民基本台帳法などの改正によりまして、マイナンバーカードに氏名の振り仮名などを表記するため、システム改修経費といたしまして、委託料で869万1,000円の増額をお願いするものでございます。

財源につきましては、全額国庫支出金を見込んでおります。

続きまして、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 5 老人福祉費でございます。

職員の異動等に伴いまして、給料で54万7,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、目 8 社会福祉施設費でございます。

けやきの家の運営事業に関しまして、500万円の御寄附をいただきましたので、利用者送迎用車両の導入経費などの経費に充当するための財源更正をお願いいたしますとともに、当該車両にイラストをプリントするための費用としまして、委託料で13万7,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、目 9 デイサービス施設費でございます。

デイサービスセンターの浴室給湯管の漏水などに伴い、工事請負費で115万円の増額をお願いするものでございます。

次に、目11障害者福祉費でございます。

令和 6 年度から、障害福祉サービスの報酬額が改定となりますことから、障害者台帳・障害

福祉サービス管理システムの改修業務といたしまして、委託料で33万円の増額をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては、事業費の2分の1相当につきまして、国庫支出金を見込んでおります。

次に、目18住民税非課税世帯生活支援給付金給付事業費でございます。

5月の議会臨時会におきまして関連予算をお認めいただいているところでございますが、今般、国の経済対策の実施によりまして、住民税非課税世帯に対しまして1世帯7万円の追加給付をするものでございます。

給付に係ります事務経費といたしまして、需用費では6万4,000円、申請書等の郵送料、振込手数料など役務費で100万3,000円、追加給付に係りますシステムの運用支援業務、それから労働者派遣業務といたしまして、委託料で360万円、事業費といたしまして負担金、補助及び交付金で1億4,000万円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、全額国庫支出金が交付される見込みでございます。

続きまして、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。

放課後等デイサービスなどの利用増加に伴いまして、関連経費に不足が生じる見込みとなりましたことから、障害児通所給付費等審査支払手数料といたしまして、役務費で6万6,000円、障害児施設給付費等給付事業といたしまして、扶助費で4,400万円の増額をお願いするものでございます。

財源につきましては、ただいま申し上げました扶助費に係ります2分の1相当につきまして国庫支出金が、4分の1相当につきまして県支出金がそれぞれ交付される見込みでございます。

また、令和4年度子どものための教育・保育給付交付金につきまして、国庫支出金及び県支出金の額が確定をいたし、既に交付を受けている額に超過額が生じたことから、償還金、利子及び割引料で1,258万5,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、目5児童措置費でございます。

令和4年度児童手当につきまして、国庫支出金及び県支出金の額が確定をいたし、既に交付を受けている額に超過が生じたことから、償還金、利子及び割引料で18万1,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、目12子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費でございます。

こちら、5月議会の臨時会におきまして関連予算をお認めいただいておりますが、給付対象児童が当初の見込みを上回ることから、負担金、補助及び交付金で70万円の増額をお願いするものでございます。

財源につきましては、全額国庫支出金の交付を見込んでおります。

款4衛生費、項1保健衛生費、目5環境衛生費でございます。

海洋ごみ問題の啓発等に係ります経費に関して、県支出金が交付をされることから、12万8,000円の財源更正をお願いするものでございます。

目6保健センター費でございます。

保健センターの健康増進事業に関しまして御寄附をいただきましたので、70万3,000円の財源更正をお願いするものでございます。

続きまして、項2清掃費、目3塵芥処理費でございます。

給与改定に伴いまして、給料で1万2,000円、共済費で22万8,000円の増額をお願いするものでございます。

こちらにも、先ほどの県支出金、海洋ごみ発生抑制対策事業費補助金を充ててまいります。

続きまして、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費でございます。

農地利用最適化活動で利用するタブレット端末用消耗品の購入などのため、需用費の消耗品で9万円の増額をお願いするものでございます。また、農地利用最適化活動に対しまして県支出金が交付されますことから、こちらの事業に183万9,000円の充当をいたすための財源更正をお願いするものでございます。

次に、目3農業振興費でございます。

新規就農者に対する補助金の交付事業が県事業に採択をされましたことから、負担金、補助及び交付金のぎふ農業経営者育成発展支援事業補助金で100万円の増額をお願いするものでございます。

財源につきましては、事業費の2分の1相当につきまして、県支出金を見込んでおります。

続きまして、目7農地費でございます。

当初予算におきまして、環境保全型農業直接支払交付金といたしまして256万円をお認めいただいているところでございますが、事業の対象となる農地面積が増加をし、予算不足が生じる見込みとなりましたので、負担金、補助及び交付金で33万8,000円の増額をお願いするものでございます。

財源につきましては、事業費の4分の3相当につきまして、県支出金を見込んでおります。

続きまして、目8農業構造改善費でございます。

当初予算及び6月議会定例会におきまして、高性能農業機械導入補助金といたしまして総額1,982万9,000円をお認めいただいておりますが、今般、新たに認定農業者1名につきまして追加で県事業に採択をされましたことから、負担金、補助及び交付金で300万円の増額をお願いするものでございます。

財源につきましては、全額県支出金を見込んでおります。

続きまして、款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費でございます。

職員の異動等に伴いまして、給料で15万2,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費でございます。

路側改良工事2事業に係ります経費といたしまして、工事請負費で250万円の増額をお願いするものでございます。

財源につきましては、事業費の55%相当につきまして、国庫支出金を見込んでおります。

続きまして、項3河川費、目2河川維持費でございます。

当初予算におきまして、土砂浚渫業務委託料320万円をお認めいただいておりますが、水路しゅんせつの経費に不足が生じたことから、委託料で130万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、項4都市計画費、目5運動公園管理費でございます。

運動公園諸施設使用料につきまして、過徴収がございましたので、返還するための経費といたしまして、役務費では3万円を、償還金、利子及び割引料で7万1,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、款9消防費、項1消防費、目2消防施設費でございます。

消防備品の破損に伴いまして、需用費、修繕料におきまして70万円、それから東分団及び合原分団のホイスト本体の故障に伴いまして、工事請負費で165万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、目4災害対策費でございます。

当初予算において、自主防災組織防災資機材購入費補助金として80万円をお認めいただいておりますが、申請件数増加に伴いまして、予算に不足額が生じる見込みとなりましたので、負担金、補助及び交付金で30万円の増額をお願いするものでございます。

款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費でございます。

職員の異動等に伴いまして、職員手当等で73万8,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、項3中学校費、目1学校管理費でございます。

学校の個別支援教育講師の人件費に対しまして、県支出金が交付をされることとなりましたので、21万8,000円の財源更正をお願いするものでございます。

次に、項5社会教育費、目1社会教育総務費でございます。

職員の異動等に伴いまして、職員手当等で39万1,000円の増額をお願いするものでございます。

目4文化財保護費につきましては、当初予算におきまして、美濃国府跡公有地化事業に係ります物件移転補償費につきまして4,746万8,000円をお認めいただいておりますが、不用額が生じる見込みとなりましたので、458万3,000円の減額をお願いするものでございます。これに伴いまして、国庫支出金につきましても併せて減額を行うものでございます。

次に、項6保健体育費、目3給食センター費でございます。

まず、給与改定に伴いまして、給料で3万5,000円、職員手当等で16万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。また、学校給食に係ります食材の物価高騰によりまして、需用費、賄材料費におきまして1,100万円の増額をお願いするものでございます。この賄材料につきましては、全額国庫支出金の充当を見込んでおるところでございます。

続きまして、款12公債費、項1公債費でございます。

平成24年度に借入れを行いました臨時財政対策債の償還元金及び償還利子でございますが、借入れ後10年経過をいたしましたので、利率見直しが行われました結果、利率が下がりました。そのため、利子分の償還額が減りまして、元金分の償還額が増えることとなりますので、目1元金につきましては12万8,000円の増額をお願いし、また目2利子につきましては、令和4年度に新規借入れを行いました事業の利子額の確定分と合わせまして312万6,000円の減額をお願いするものでございます。

以上、歳出でございます。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。

6ページをお開きいただきますようお願いいたします。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金でございます。

障害児施設給付費等国庫負担金といたしまして、2,200万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、項2国庫補助金でございます。

目1総務費国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として869万1,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で1,100万円、目2民生費国庫補助金では、住民税非課税世帯への給付に係ります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として1億4,466万7,000円を、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費交付金として70万円、それから地域生活支援事業費補助金として16万5,000円を、目7土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金として137万5,000円、目9教育費国庫補助金では、文化財保存事業において366万4,000円の減額補正をそれぞれお願いするものでございます。

款15県支出金でございます。

項1県負担金、目2民生費県負担金につきましては、障害者自立支援給付費等県負担金といたしまして、1,100万円の増額をお願いするものでございます。

項2県補助金につきましては、目3衛生費県補助金で海洋ごみ発生抑制対策事業費補助金として41万1,000円を、目5農林水産業費県補助金では、農地利用最適化交付金で206万6,000円、環境保全型農業直接支払交付金で25万4,000円、元気な農業産地構造改革支援事業補助金で300万円、ぎふ農業経営者育成発展支援事業補助金で50万円、また目9教育費県補助金におきましては、学校内教育支援センター整備促進事業費補助金として21万8,000円の増額をそれぞれお願いするものでございます。

款17寄附金、項1寄附金につきましては、目3民生費寄附金では500万円、目4衛生費寄附金では70万3,000円をそれぞれ増額をお願いするものでございます。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金でございます。

収支の均衡を図るため、3,360万5,000円の増額をお願いするものでございます。

款20諸収入、項5雑入、目5過年度収入でございます。

令和4年度子育てのための施設等利用給付交付金につきまして精算を行いましたところ、追

加交付がございましたので、2万1,000円の増額をお願いするものでございます。

最後になりますが、17ページからは給与費明細表、20ページ、地方債の明細書を添付させていただいておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

以上、一般会計補正予算（第5号）に係ります補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますとともに、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 住民課長 岡野文紀君。

○住民課長（岡野文紀君） 私からは、住民課が所管いたします議第81号 令和5年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億7,245万5,000円といたすものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び還付加算金、節22償還金、利子及び割引料につきまして、50万円の増額補正をお願いするものでございます。

資格喪失や所得構成による一般被保険者過年度分税還付金につきまして、予算不足が生じる見込みとなりましたので、増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入、5ページでございます。

款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金につきまして、50万円の増額補正をお願いするものでございます。

この繰越金によりまして、収支の均衡を図るものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第72号から議第81号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午前10時28分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 若 山 隆 史

会議録署名議員 渡 辺 保 彦

会議録署名議員 小 宅 宏

